

高山市民文化会館条例等の一部を改正する条例の概要について

1. 改正内容

(1) 入場料を徴収して催しを行う場合の使用料の加算規定について

500円を超える入場料を徴収して催しを行う場合に施設の使用料が加算されるが、市民の活動発表会などにおけるホール等使用料の負担軽減を図るため、市民等が生涯学習活動の発表や交流等を目的として催しを行う場合は加算しないこととする。

(例：市民団体による音楽会や映画上映会、部活動の発表会など)

【関係条文】

- ・高山市民文化会館条例 別表第1備考
- ・高山市丹生川文化ホールの設置及び管理に関する条例 別表備考
- ・高山市国府文化ホールの設置及び管理に関する条例 別表備考
- ・高山市文化伝承館の設置及び管理に関する条例 別表備考
- ・高山市公民館設置条例 別表第2備考

(2) 新たな区分等の貸出について

市民のニーズに対応し、施設の利用促進を図るため、丹生川及び国府文化ホールのホワイエや文化芸術施設全般の共用スペースを新たに貸出できるようにする。

(例：ミニコンサートの開催や展示など)

【関係条文】

- ・高山市民文化会館条例 別表第1
- ・高山市丹生川文化ホールの設置及び管理に関する条例 別表
- ・高山市国府文化ホールの設置及び管理に関する条例 別表
- ・高山市文化伝承館の設置及び管理に関する条例 別表

(3) 物品等の販売について

市民文化会館は原則物品等の販売を認めておらず、その他の文化芸術施設においても物販に関する規定がないが、より多様な目的で施設を使えるよう、施設の用途や管理上支障がない範囲で物販を認める。

(例：フリーマーケット、福祉施設の製品販売、駐車場でのキッチンカーなど)

【関係条文】

- ・高山市民文化会館条例 第13条、別表第1備考
- ・高山市丹生川文化ホールの設置及び管理に関する条例 第10条、別表備考
- ・高山市国府文化ホールの設置及び管理に関する条例 第14条、別表備考
- ・高山市文化伝承館の設置及び管理に関する条例 第12条、別表備考

2. 施行期日

令和6年4月1日